
国際標準化機構（ISO）証券業務及び関連金融商品に関する 分科委員会（SC4）の第31回年次総会について

日証協・平成26年5月12日

国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）の「証券業務及び関連金融商品に関する分科委員会（以下「SC4」という。）」の第31回年次総会が5月12日にロンドンにおいて開催された。本協会では、従来からこの国際会議にPメンバー（Participating Member：投票権のあるメンバー）として参加している。SC4における主な審議事項等は、以下のとおりである。

1. 背景

国際標準化活動を行うための機関であるISOへの加盟は、1国1機関に限られており、我が国からは経済産業省に設置されている日本工業標準調査会（JISC）が1952年に加盟している。

ISOには、産業分野別に専門委員会（Technical Committee）が設置されており、それぞれの分野における国際標準化活動を行っている。

専門委員会の一つであるTC68は、「金融サービス」にかかる技術の国際標準化を担っており、TC68の分科委員会（Sub-Committee）であるSC4は、金融サービス分野のうち証券業務に利用される情報技術に関する国際標準化を担当している（別添組織図参照）。

本協会は、JISCからTC68/SC4の国内審議団体に関する実務を委託されており、年間を通じてSC4で審議される標準化案件の国内における検討を推進し、その意見を取りまとめるため、証券会社、証券取引所、証券業務に従事する銀行その他の証券関連機関・システム関連業者等の専門家等をメンバーとする「ISO証券関係対策連絡会」（SC4の国内委員会の位置づけ）の事務局として、我が国証券業界等におけるISO国際標準に対する意見がISOの国際標準化活動に十分反映されるよう努めているところである。

2. ISO 業務指針（ISO Directive）の改正について

SC4事務局から、国際標準策定期間の短縮、標準策定の適切な管理等を目的としたISO業務指針の改正（2014年中予定）について、概ね下記の通り報告があった。（標準策定における各段階については、文末参考参照）

- （1）議長の任期は最大9年とする。
- （2）WG主査の任期は一期3年以内で親委員会から指名され、親委員会メンバーの承認が必要となる。再選については制限無し。
- （3）委員会原案（Committee Draft: CD）の段階を経るかどうかは任意とし、検討期間を3~4か月から2か月に短縮。
- （4）最終国際規格案(Final Draft International Standard: FDIS)の段階は、DISの段階において実体的な技術的変更が過半数の国から要求されない限り設定されない。（DISでの合意形成を基に国際標準として発行。）
- （5）予備業務項目(Preliminary Work Item: PWD)は、登録から3年経過すると自動的

に登録案件から削除。新業務項目提案(New Work Item Proposal: NWIP)の投票期間は2か月に短縮（現行3か月）。

（6）検討期間の延長は1案件に対し1回9か月間のみ認められる。

3. SC4の所管する国際標準の検討状況

各審議機関（WG）の担当する国際標準

審議機関	担当する国際標準
WG1	ISO6166：国際証券識別付番システム（ISIN）
WG6	ISO10962：金融商品分類コード（CFI）
WG8	ISO16372：発行体・保証人識別コード（IGI）
WG12	ISO10383：市場識別コード（MIC）
WG14	ISO18773/18774：金融商品短縮名称・略称コード

・WG1

WGは、国際標準の発行までの間、その規格のあり方を検討するために設置されるものであり、担当する国際標準が発行された場合、速やかに解散されることが原則となっている。

他方、WGについては、担当する国際標準の導入段階でのサポートに有用である場合には、国際標準の運用開始までは存続することが求められている。

ISO6166：ISINについては、既に昨年7月15日付で改訂版が国際標準として発行されているため、本来であれば解散されるべきものの、登録機関（Registration Authority: RA）であるANNA（Association of National Numbering Agencies）からSC4に対し実際の運用開始日についての連絡が届いていない。

このため、ANNAに対し、実際に運用開始された場合、SC4事務局に連絡することを要請し、当該連絡が有った場合、次回SC4総会においてWG1を解散することが決議された。

・WG6

ISO10962：CFI（金融商品分類コード）の改定については、集団投資スキーム及び仕組み商品に関する新区分創設、OTCデリバティブのCFIコード体系への取り込み方等の現在までに合意が形成されている事項について、近々、DISの投票が行われることとなった。

また、デリバティブへのCFIの付番に際しては、コード付番を登録機関に任せるのではなく取引参加者自身が行いたいという要望が多く寄せられているとのことであり、今後の改訂において、CFIには登録機関を設置せず、運用を管理する機関（Advisory Group）等を設置すること等による実務対応を引き続き検討することとされた。

・WG8

WG8で行われているISO 16372：IGI（発行体・保証人識別コード）についてはLEI（Legal Entity Identifier）の対象範囲とIGIの対象範囲が重複することから、LEIの議論の動向が

判明するまで検討を休止しており。休止期間が3年に及んでいる。

主査からは、1) LEIの取得は発行体における任意であり、2) 登録費用を登録者である発行体が原則として負担しなければならないことからLEIの発行体に対するカバー率は発行体の意向に依存してしまうのに対し、IGIは登録機関が発行体にすべからず付番を行い、発行体には金銭的負担が発生しないことから、発行体に対するカバー率はIGIの方が高まる可能性があること等を理由にLEIとIGIのカバー範囲に関する調査を行うべき旨の発言があった。他方、IGIの国際標準化については、LEIとカバー範囲があまりに重なる場合、似たような国際標準を複数、発行することよりISOの信頼を損なうのではないかとの疑問が呈された。これらを受け、ANNA経由でANNA傘下の付番機関に対し発行体及び保証人へのLEIの付番率に関する調査を行うことを要請すると共に、各国の規制当局にLEIを発行体及び保証人に対して付番を強制する計画があるかどうかを聞くための手紙を発出することと等によりLEIとIGIの実際のカバー率に関する調査を行うこととされ、同時にIGIの国際標準化に関する検討については次回SC4総会まで休止が延長された。

・WG12

検討対象であったISO10383 : MIC (市場識別コード) の改定については、2012年10月1日に国際標準として発行され、運用も順調に開始されたことからWG12は、本会合をもって解散された。

・WG14

ISO18773 (略称コード) については、独自での国際標準化に代えて、ISO18774 (金融商品短縮名称・略称コード) へ統合されることとされた。ISO18773の要素を含むISO18774については、DIS投票のための案件登録が3月末に済んでおり、近々にも8月末を期限とする投票が開始される予定となっている。

4. その他の新規業務項目提案

(1) 取引自動執行システムの品質管理に関する国際標準の提案

HFT、アルゴリズム取引等の適正な管理のための取引自動執行システムに関する品質管理に関する国際標準策定がアメリカにおいて検討されているが、本件については、本年第4四半期の新規業務項目提案 (NWIP) としての登録を目指したい旨の発言がアメリカからあった。

その他 SC4 事務局からの報告事項

(1) SC4 メンバーの変更

本総会開催時点の SC4 参加メンバーは、昨年と同数の P メンバー23 か国及び O メンバーは 16 か国であった。内訳としては、SC4 の活動に積極的でないブルガリアが P メンバーから O メンバー (Observer Member : 投票権の無いメンバー (コメントは提出可)) に格下げされ、他方デンマークが P メンバーとして加入した。この結果、P メンバーの数に作根から変更は無かった。また、ベルギーが O メンバーとして加入したため O メンバーは 2 国増となった (ブルガリア、ベルギー)。

なお、インドについては、過去数年間にわたり、SC4 の活動が積極的でないことから、ISO 中央事務局に対し、そのステータスを P メンバーから O メンバーへ変更することを要請することとなった。今後も SC4 の活動に積極的でない国に対しては同様の措置が取られることとなる。

一方、リエゾン機関に関しては、先の広州会合での決定に従い、SC4 への参加が積極的でない RIXML (Research Information Exchange Markup Language) 及び WFE (World Federation of Exchanges: 国際取引所連合) がリエゾン機関から外れた。このため A リエゾン機関¹の総数は 8 機関となった (B リエゾン機関²である EC を加えると 9 機関)。

(2) 次回会合予定

次回 SC4 年次総会は、2015 年 5 月にカナダ トロントにおいて、TC68 傘下の各審議体の年次総会と同時に開催される予定である。

以 上

参 考

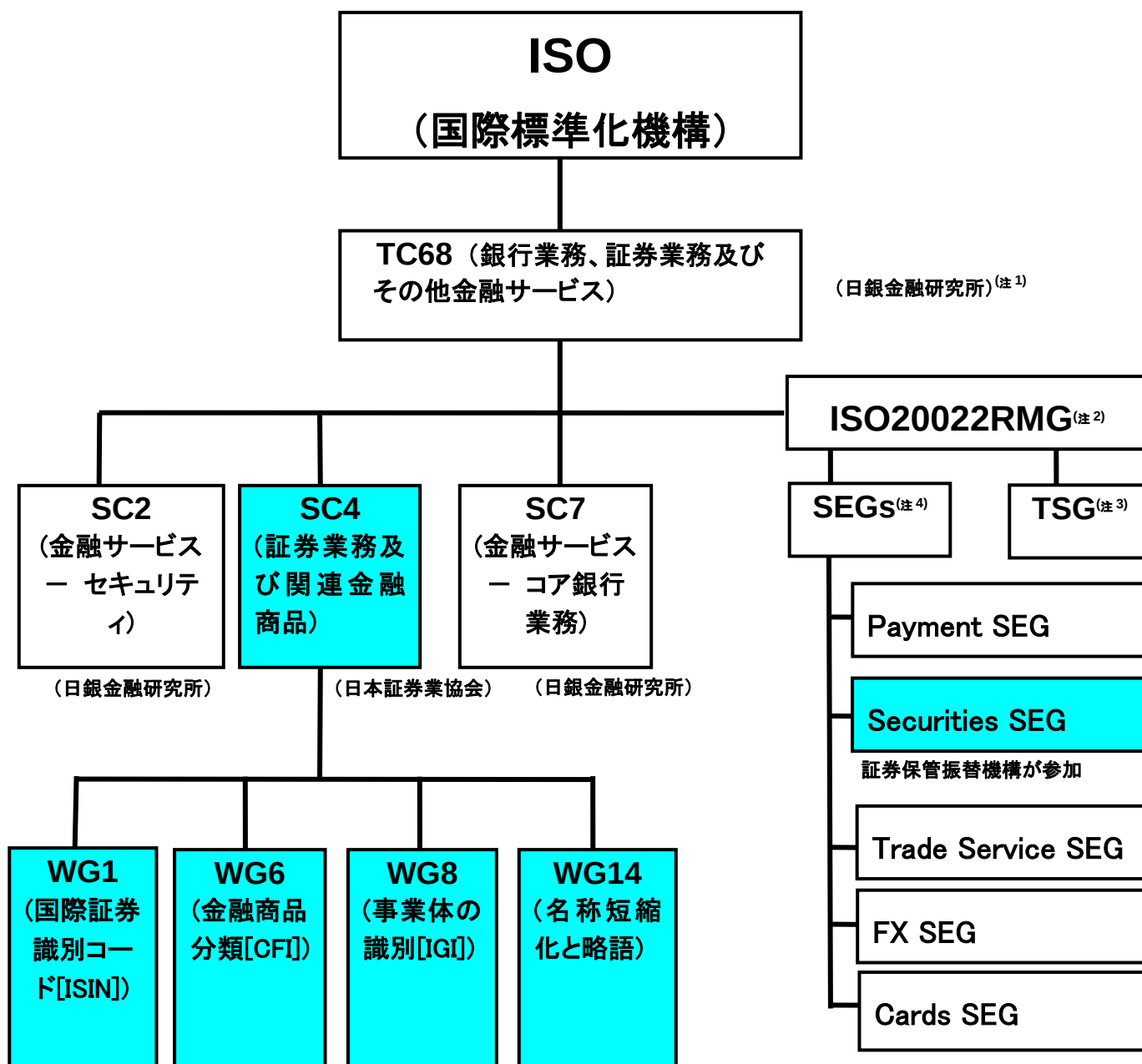
＜規格開発におけるプロセス＞

プロジェクトの段階	関 連 文 書	
	名 称	略 語
1. 予備段階	予備業務項目(Preliminary work item)	PWI
2. 提案段階	新業務項目提案(New work item Proposal)	NP
3. 作成段階	作業原案(Working Draft)	WD
4. 委員会段階	委員会原案(Committee Draft)	CD
5. 照会段階	照会原案(Draft International Standard)	DIS
6. 承認段階	最終国際規格案(Final Draft International Standard)	FDIS
7. 発行段階	国際規格(International Standard)	IS

¹ 関連する TC/SC に対し効果的に貢献する機関。これらの機関には全ての関連文書へのアクセス権が与えられ会議への招聘がなされる。また、WG にエキスパートを登録することが可能。

² TC/SC の業務に関する情報提供のみを希望する政府機関

ISO TC68 SC4の主な組織



(注 1) 括弧内は日本規格協会（JISC）から委託を受けた国内委員会の事務局。以下同じ。

(注 2) Registration Management Group（登録管理グループ）

(注 3) Technical Support Group for ISO20022（ISO20022 対応技術支援グループ）

(注 4) Standards Evaluation Groups（標準評価グループ）